

住所地外接種

住民票が遠軽町以外で遠軽町の医療機関で接種する場合

住民票はどこにありますか

遠軽町内

遠軽町外

- ① 遠軽町予約ダイヤル☎（0570-022030）で予約する
- ② 遠軽町から送付された接種券・予診票・保険証を持参し、接種を受けてください

以下のいずれかに該当しますか

- ① 出産のために里帰りしている妊産婦
- ② 単身赴任者
- ③ 遠隔地へ下宿している学生
- ④ DV・ストーカー行為等児童虐待及びこれら準ずる行為の被害者
- ⑤ その他市町村がやむを得ない事情があると認める者
- ⑥ 入院入所者
- ⑦ 基礎疾患を持っており、他自治体にいる主治医のもとで接種を受ける場合
- ⑧ 災害による被害にあった方
- ⑨ 拘留又は留置されている者・受刑者
- ⑩ 住所地外接種者であって、市町村に申請を行うことが困難である者

①②③④⑤に
該当

⑥⑦⑧⑨⑩
に該当

住所地外接種届が必要です

- ① 遠軽町に住所地外接種の申請し、「接種届出済証」の交付を受ける
【申請方法】
 - ・コロナワクチンナビで申請
 - ・郵送による申請
 - ・窓口申請
- ② 希望する医療機関が、コロナワクチン接種を行っているかどうか確認し予約する
- ③ 住民票がある市町村から送付された接種券・予診票・保険証・「接種届出済証」を持参し、接種を受けてください。

該当しない

住所地外接種届が不要です

- ① 遠軽町に問い合わせる☎（0570-022030）
- ② 希望する医療機関が、コロナワクチン接種を行っているかどうか確認し予約する
- ③ 住民票がある市町村の接種券・予診票・本人確認書類を持参し、接種を受けてください。

上記以外の理由で、「⑤その他市町村がやむを得ない事情があると認める者」に該当しない場合は、住民票を置いている市町村での接種となります。